

『2015年版 司法試験 完全整理択一六法 商法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2015年3月16日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
246	下から2行目	社外取締役、社外監査役及び 会計監査人（監査法人を除く。）は、 いずれも 会社の親会社である指名委員会等設置会社の監査委員を兼ねることができる（400IV）。	会計監査人（監査法人を除く。）は、会社の親会社である指名委員会等設置会社の監査委員を兼ねることができる（400IV）。	2015.03.13
269	図表<取締役会と株主総会の比較>の「取締役会」の列と「議事録」の行が交差する部分の2行目	監査役設置会社又は指名委員会等設置会社 では、裁判所の許可を得た場合のみ、株主は閲覧可（371IIIII）	監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社 では、裁判所の許可を得た場合のみ、株主は閲覧可（371IIIII）	2015.02.08
297	図表<監査役会、監査委員会、監査等委員会>の「監査役会」の列と「構成」の行が交差する部分	半数以上が社外 取締役	半数以上が社外 監査役	2014.11.29
160	下から10行目	VII 前項の 通又催告 は、その通知又は催告が……	VII 前項の 通知又は催告 は、その通知又は催告が……	2014.10.27
246	下から4行目	親会社の代表取締役は、その子会社である株式会社の社外取締役となること ができる （2 ⑮ ）。	親会社の代表取締役は、その子会社である株式会社の社外取締役となること ができない （2 ⑮ハ ）	2014.10.18

44	上から 21 行目	種類の設立時 発効 株式を……	種類の設立時 発行 株式を……	2014. 10. 07
44	上から 22 行目	時 発効 株式については……	時 発行 株式については……	2014. 10. 07
495	上から 1 行目	……例外は、簡易 合併 で新	……例外は、簡易 分割 で新	2014. 10. 07